

平成26年12月定例会

文教厚生委員会説明資料（その3）

教 育 委 員 会

目 次

I 提出案件	-----	1
1 その他の議案等	-----	1
(1) 条例案	-----	1

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（教職員課）

ア 改正の理由

国家公務員の給与改定が行われたことに鑑み、本県の学校職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 徳島県学校職員給与条例の一部改正

a 給料表の改定

- (a) 全ての給料表について、若年層に重点を置きながら、広い範囲の号俸において給料月額を引き上げることとする。
- (b) 全ての給料表について、若年層に配慮しながら、広い範囲の号俸において給料月額を引き下げることとする。

b 諸手当の改定

- (a) 初任給調整手当について、医療職給料表の適用を受ける医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度額を5万3百円に引き上げることとする。
- (b) 通勤手当について、特別急行列車等を利用する学校職員の1か月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額の限度額を月額3万4千円に引き上げることとする。
- (c) 勤勉手当について、再任用学校職員以外の学校職員に対する12月期の支給割合を100分の82.5に、再任用学校職員に対する12月期の支給割合を100分の37.5に引き上げることとする。

- (d) 勤勉手当について、再任用学校職員以外の学校職員に対する6月期の支給割合を100分の75に、再任用学校職員に対する6月期の支給割合を100分の35に引き上げることとし、再任用学校職員以外の学校職員に対する12月期の支給割合を100分の75に、再任用学校職員に対する12月期の支給割合を100分の35に引き下げることとする。
 - (e) 新たに地域手当を設け、人事委員会規則で定める地域に在勤する学校職員に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の20を超えない範囲内で人事委員会が教育委員会と協議して人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を支給することとする。
 - (f) 単身赴任手当について、基礎額を月額3万円に、学校職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて支給する加算額の限度額を月額7万円に引き上げるとともに、新たに再任用学校職員にも支給することとする。
 - (g) 管理職員特別勤務手当について、管理職手当の支給を受ける学校職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても、その勤務1回につき、6千円を超えない範囲内において人事委員会が教育委員会と協議して人事委員会規則で定める額を支給することとする。
- (イ) 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正
平成18年4月1日実施の給料の切替えに伴う経過措置について、所要の改正を行うこととする。
- (ウ) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正
教職調整額を給料とみなして適用する条例等について、所要の改正を行うこととする。

ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行する。ただし、イの(ア)のaの(b)及びbの(d)から(g)まで、イの(イ)及びイの(ウ)並びにウの(ウ)の一部については、平成27年4月1日から施行する。
- (イ) イの(ア)のaの(a)並びにbの(a)及び(b)については平成26年4月1日から、イの(ア)のbの(c)については同年12月1日から適用する。
- (ウ) その他この条例の施行に関し必要な経過措置等を定めることとする。

② 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）

ア 改正の理由

本県における教員給与についての人事委員会の意見があったことに鑑み、他の都道府県との均衡等を考慮し、特殊業務手当の額を改める等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 特殊業務手当の改定

特殊業務手当の額を引き上げることとする。

a 非常災害時等の緊急業務

非常災害時における児童又は生徒（以下「生徒等」という。）の保護等の業務

6,400円 → 8,000円

生徒等の負傷等に対する救急及び緊急の補導業務

6,000円 → 7,500円

b 修学旅行等において生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

3,400円 → 4,250円

c 対外運動競技等において生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は休日等に行うもの

3,400円以内 → 4,250円以内

d 部活動における生徒等に対する指導業務で休日等に行うもの

2,400円以内 → 3,000円以内

(イ) 徳島県学校職員給与条例の一部改正に伴う所要の整備

へき地学校におけるへき地手当と地域手当との調整を行うこととする。

ウ 施行期日

平成27年4月1日から施行する。